

第4章 重点課題ごとの取組方針と 施策・事業の実施

第4期プランにおける重点課題

第3期プランでは、重点課題ごとの取組方針と実施していく具体的な165の施策・事業（うち、新規の施策・事業は49）を掲げ、計画期間中（平成18年度～20年度）にすべての施策・事業に着手しました。

第4期プランは、平成26年度を最終目標とする中間的段階の計画と位置付けていることから、計画の連続性及び整合性を維持するため、第3期プランの重点課題を引き継ぎ推進することとし、施策・事業数は186となり、うち新規項目は31項目となっています。

数値目標を掲げた施策については、第4期プランにおいても、目標達成に向け、着実に整備を進めていきます。

■ 6つの重点課題

【重点課題1】

認知症をはじめとする
要援護高齢者及びその
家族の生活支援

【重点課題2】

総合的な介護予防の推進

【重点課題3】

健康増進・生きがいづくり
の推進

【重点課題4】 地域における総合的・継続的な支援体制の整備

【重点課題5】 介護保険事業の適正かつ円滑な運営

【重点課題6】 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

【重点課題1】認知症をはじめとする要援護高齢者及びその家族の生活支援

取組方針

要援護高齢者及びその家族の自立した生活を支援するため、地域の特性を踏まえて、ニーズに対応した介護サービスを量と質の面から確保するとともに、在宅生活を総合的に支援するという観点から、介護保険以外の保健福祉サービスについても引き続き充実に努めます。また、療養病床の再編成への対応についても、医療・介護の必要な方に、適切なサービスが提供できるよう取り組んでいきます。

また、認知症高齢者が住み慣れた地域で可能な限り在宅生活を継続できるよう、認知症についての正しい理解の普及、原因となる疾患の予防、早期発見、治療、相談体制の充実、認知症高齢者を介護する家族への支援、高齢者虐待防止をはじめとした高齢者の権利擁護対策等多様な側面から取組を進めます。

【施策の体系】

施策・事業数 39(うち、新規5)

1 介護サービスの充実

(1) 施設・居住系サービスの充実

- 101 施設・居住系サービスの整備促進
- 102 小規模特別養護老人ホームの整備促進
- 103 個室・ユニットケアの推進
- 104 特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用と重度者への重点化に対する取組

(2) 居宅サービスの充実

- 105 居宅サービスの整備促進
- 106 地域密着型サービスとの連携

2 介護保険以外の保健福祉サービスの充実

(1) 入所施設の充実

- 1 0 7 軽費老人ホーム（A型）の制度見直しに伴う転換・改築支援及び養護老人ホームの老朽対策
- 1 0 8 ケアハウスの整備促進
- 1 0 9 ケアハウスの介護機能の強化

(2) 在宅保健福祉サービスの充実

- 1 1 0 生活支援サービスの提供
- 1 1 1 難病のある高齢者への支援
- 1 1 2 精神疾患のある高齢者への支援
- 1 1 3 緊急時に対応するサービスの実施

(3) 高齢者を介護する家族への支援

- 1 1 4 家族への介護用品の給付，福祉用具の利用支援
- 1 1 5 家族への看護・介護方法の普及
- 1 1 6 家族の健康管理支援

3 認知症高齢者対策の推進

(1) 認知症に関する正しい理解の普及

- 1 1 7 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業の充実
- 1 1 8 認知症介護の入門講座の実施

(2) 認知症の原因となる疾患の予防や相談・診断体制の充実

- 1 1 9 認知症の原因となる疾患の予防に関する知識の普及・啓発
- 1 2 0 認知症高齢者に係る医療体制の充実
- 1 2 1 認知症高齢者のいる世帯への訪問指導の実施
- 1 2 2 専門機関による相談事業の充実
- 1 2 3 施設・事業所の認知症ケア技術の向上〔新規〕

(3) 関係機関の連携体制の確立

- 1 2 4 関係機関等の連携体制の充実
- 1 2 5 徘徊のある認知症高齢者を発見・保護する体制づくり

(4) 権利擁護対策の推進

- 1 2 6 権利擁護に関する制度の周知・広報
- 1 2 7 権利擁護相談事業の充実
- 1 2 8 地域福祉権利擁護事業の推進や成年後見制度の利用支援

4 高齢者虐待防止事業の推進

- 1 2 9 虐待の早期発見・早期対応
- 1 3 0 関係機関の連携・協力によるチーム対応
- 1 3 1 緊急避難の場所の確保
- 1 3 2 養護者・家族への支援
- 1 3 3 施設・事業所における虐待の防止
- 1 3 4 権利擁護対策の推進
- 1 3 5 虐待に関する周知・啓発，研修会等の実施

5 療養病床の再編成と円滑な転換に向けた支援

(1) 療養病床の再編成に伴う受け皿の確保

- 1 3 6 受け皿となる施設等サービス提供基盤の充実や在宅医療の充実〔新規〕

(2) 在宅ケア体制の充実

- 1 3 7 保健・医療・福祉の連携体制の整備〔新規〕
- 1 3 8 かかりつけ医等の確保〔新規〕
- 1 3 9 診療所の在宅支援機能の強化〔新規〕

1 介護サービスの充実

(1) 施設・居住系サービスの充実

要支援・要介護認定者数やひとり暮らし高齢者世帯数の今後の増加を踏まえ、施設・居住系サービスの整備等目標数（「第5章介護サービス量及び事業費の見込み」参照）に基づき、介護保険施設及び特定施設の指定権限を有する京都府とも連携し、基盤整備を着実かつ適正に推進します。施設サービス別には、重度の要介護認定者への対応に重点を置き、特別養護老人ホームに比重を置いて整備を推進します。居住系サービスでは、今後の認知症高齢者の増加に対応するために、認知症高齢者グループホームの整備を推進します。

また、施設利用者が入所後もその人らしい生活が継続できるよう、施設の個室化・ユニットケア化を推進します。

〔施策・事業〕

101 施設・居住系サービスの整備促進

特別養護老人ホームの新規整備については、社会福祉法人による個室・ユニットケア施設を原則とし、本市の交付金も活用して整備を促進します。さらに、社会福祉法人が利用者のニーズに応え、積極的に新規整備に取り組んで行けるよう、事業用地として公共用地の活用を検討するとともに、京都市老人福祉施設協議会と協働して、新たに施設経営モデルの調査・研究を推進します。

認知症高齢者グループホームの整備促進については、今後の認知症高齢者の増加に見合うサービス量を確保するため、事業者が参入しやすい条件を整えるとともに、本市の交付金も活用して整備を促進します。

また、社会福祉法人、医療法人等の民間事業者が単独で整備を行う介護老人保健施設及び特定施設についても、要介護認定やサービスの利用状況、今後の整備可能数等を情報提供することにより、事業者による整備を促進します。

102 小規模特別養護老人ホームの整備促進

地域密着型サービスとして位置付けられた小規模特別養護老人ホーム（定員29人以下）については、社会福祉法人による個室・ユニットケア施設を原則とし、本市の交付金も活用して整備を促進します。

なお、小規模特別養護老人ホームのうち、既存の特別養護老人ホームとの密接な連携を前提として設置されるサテライト型の施設については、社会福祉法人が本市交付金を用いずに建物を賃借して運営する整備手法も可能なことから、こうした手法によるものについても、指導、助言を行うことにより、整備を促進します。

103 個室・ユニットケアの推進

新規整備については、個室・ユニットケア施設を原則とするほか、既存施設についても、本市の交付金も活用して個室・ユニットケア施設への改修を推進します。

また、利用者のその人らしい生活の尊重と継続を目指し、ユニットケアの取組への支援等によりサービス内容の向上を図ります。

104 特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用と重度者への重点化に対する取組

入所の必要性の高い方が早期に入所できるよう、各施設に対し、特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用を指導します。また、重度者への重点化に関する対応を図るため、施設職員の技術向上を図ります。

(2) 居宅サービスの充実

高齢者人口の増加や居宅サービスメニューの拡充に伴い、今後も居宅サービスの利用者の増加が見込まれることから、引き続き、民間事業者による介護サービス事業所の開所や事業規模の拡大によるサービス量の増加を図るとともに、身近な地域でサービス提供を行う地域密着型サービス事業との連携を進めます。

〔施策・事業〕

105 居宅サービスの整備促進

ホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイ等の居宅サービスの基盤整備については、原則として、社会福祉法人や医療法人、営利法人等の民間事業者が整備を行います。各地域において必要なサービス量が確保されるよう、要支援・要介護認定やサービスの利用状況、地域ごとのサービス事業所数等の情報提供を行い、介護サービス事業者の参入や事業拡大を促進します。

また、山間地域においては、通常の介護報酬では、採算上の理由から居宅サービスが行き届かない場合があり、当該地域での必要なサービス量を確保し、居宅サービスの普及を図る観点から、当該地域にサービス提供を行う事業者に対して協力金を交付することにより支援を行います。

106 地域密着型サービスとの連携

ひとり暮らしの高齢者が24時間安心して在宅での生活ができるように、夜間対応型訪問介護と通常の訪問介護との連携を促進します。

また、小規模多機能型居宅介護サービスの利用が望ましい高齢者の方に利用していただけるよう、各区役所・支所で行われる事業所連絡会等においてサービス内容のPRや情報交換を行うなどにより、小規模多機能型居宅介護事業所と地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携を促進します。

2 介護保険以外の保健福祉サービスの充実

(1) 入所施設の充実

養護老人ホームについては、条件が整った施設から現行の設備基準に適合するよう、老朽改築や個室化改修を推進します。

また、ケアハウスについては、整備目標量（「第5章介護サービス量及び事業費の見込み」参照）に基づき、基盤整備を推進するとともに、介護機能の強化を図ります。

〔施策・事業〕

107 軽費老人ホーム（A型）の制度見直しに伴う転換・改築支援及び養護老人ホームの老朽対策

市内の軽費老人ホーム（A型）については、老朽化が進んでいることに加え、基準省令が制定されたことに伴い、今後、運営法人と連携してケアハウスへの転換・改築支援を検討します。

また、養護老人ホームについては、本市の交付金も活用して、条件の整った施設から、老朽改築を進めるとともに、個室化に必要な改修や運営上の指導・助言等の支援を行います。

108 ケアハウスの整備促進

ケアハウスの新規整備については、社会福祉法人によるユニットケア施設、特定施設入居者生活介護の事業者指定を原則とし、本市の交付金も活用して整備を促進します。

なお、施設整備に当たっては、高齢者専用賃貸住宅等、他の高齢者居住施設との地域的なバランスを十分考慮して行います。

109 ケアハウスの介護機能の強化

重度化するケアハウスの入居者への対策として、特定施設入居者生活介護の事業者指定の取得等、介護機能の強化を進めます。

(2) 在宅保健福祉サービスの充実

介護や支援が必要な状態であっても、高齢者ができる限り住み慣れた地域の中で自立した生活を継続できるよう、介護サービス事業との連携を図りながら在宅保健福祉サービスの充実を図ります。

〔施策・事業〕

110 生活支援サービスの提供

ますます増加するひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等を支援するため、心身の状況に応じて、配食サービスや入浴サービスの提供、日常生活用具の給付等の生活支援サービスを提供します。

111 難病のある高齢者への支援

保健所・支所で、難病のある高齢者に対して訪問相談を実施するとともに、ホームヘルパーの派遣や日常生活用具の給付等を行います。また、地域において専門医による医療相談を実施します。

112 精神疾患のある高齢者への支援

保健所・支所で、精神疾患のある高齢者に対して、精神保健福祉相談や訪問指導を行い、日常生活上の指導や適切な医療につなぐなど、専門的な立場から地域で安定した生活ができるよう支援します。

また、こころの健康増進センターにおいても精神科医や精神保健福祉相談員が相談に応じます。

113 緊急時に対応するサービスの実施

緊急通報システムを充実するとともに、短期入所生活介護の利用が緊急に必要なとなったときに利用できる短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）を実施します。

(3) 高齢者を介護する家族への支援

介護を要する高齢者に必要な介護サービスを提供するほか、高齢者を介護する家族への負担軽減策の充実を図るとともに、健康管理への支援も図ります。

〔施策・事業〕

114 家族への介護用品の給付、福祉用具の利用支援

在宅で重度の寝たきりの高齢者や認知症高齢者を介護している低所得の家族を対象として、家族介護用品給付事業を実施します。給付内容については利用者の要望に沿って充実を図ります。

また、洛西ふれあいの里保養研修センターで実施している福祉用具の展示や利用に係る相談事業、長寿すこやかセンターで実施している自助具のフィッティングや改造に係る相談事業等により福祉用具の利用支援を図ります。

115 家族への看護・介護方法の普及

洛西ふれあいの里保養研修センターで、要援護高齢者を介護している家族向けの介護学習を開催するとともに、その学習内容の充実を図ります。

地域包括支援センターや長寿すこやかセンターでは、認知症高齢者を介護する家族を対象に、介護の心構えや適切な看護・介護方法の普及を図ります。

116 家族の健康管理支援

在宅で介護する家族が主体的に健康管理できるよう、健康診査、健康教育、健康相談等を通じて、介護に伴う心身の疲労の軽減や腰痛・肩こりの予防等、健康の保持・増進に関する知識の普及・啓発等の必要な支援を行います。

また、長寿すこやかセンターでは、認知症の人と家族の会と連携して、認知症の人の介護家族交流会を実施し、地域社会における家族の孤立を防止するとともに、家族の精神的な負担を軽減します。

3 認知症高齢者対策の推進

(1) 認知症に関する正しい理解の普及

認知症に関する知識や正しい理解の更なる普及に努めるとともに、認知症高齢者や家族が地域社会から孤立しないよう啓発活動を進めます。

〔施策・事業〕

117 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業の充実

認知症に対する誤解や偏見をなくすとともに、認知症になっても尊厳を持って地域で安心して暮らし続けていくことができるまちづくりを一層推進するため、認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業（本市における「認知症サポーター100万人キャラバン事業」）に引き続き取り組み、認知症あんしんサポーターの更なる育成及び認知症あんしんサポートリーダーの機能強化を図ります。

118 認知症介護の入門講座の実施

長寿すこやかセンターで、認知症介護に関する基礎的な知識の普及を図るため、広く市民を対象とした認知症介護の入門講座を開催し、市民の認知症の理解と普及を進めます。

(2) 認知症の原因となる疾患の予防や相談・診断体制の充実

地域包括支援センターの保健師等，より身近な地域で認知症に関する専門的な相談が受けられるよう体制の充実を図ります。

また，地域における認知症高齢者に係る医療体制の充実を図り，認知症の早期発見・早期診断に努めます。

〔施策・事業〕

119 認知症の原因となる疾患の予防に関する知識の普及・啓発

保健所・支所で，認知症の原因の一つである動脈硬化症や脳卒中等の予防につながる健康教育を実施し，予防に関する知識の普及・啓発を図ります。

120 認知症高齢者に係る医療体制の充実

認知症患者の診療に習熟し，かかりつけ医への助言その他の支援を行い，専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成することにより，状況に応じて，医療と介護が一体となり，認知症の早期発見と早期対応体制を整備します。

また，サポート医による認知症かかりつけ医研修を開催し，高齢者と身近に接するかかりつけ医による認知症診療体制を整備し，認知症高齢者が尊厳を持って地域で安心して生活できるよう取り組みます。

121 認知症高齢者のいる世帯への訪問指導の実施

保健所・支所で，地域精神保健福祉活動として必要に応じて認知症高齢者がいる世帯を訪問し，適切な医療につなぐなど医療機関との連携を図り，必要な指導・助言を行います。

122 専門機関による相談事業の充実

長寿すこやかセンターやこころの健康増進センターとの密接な連携の下，地域包括支援センターの保健師等により，より身近な地域で専門的な相談が受けられるよう体制の充実を図ります。

123 施設・事業所の認知症ケア技術の向上〔新規〕

認知症高齢者を介護する職員やその指導的立場にある職員に対して，認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより，認知症ケア技術の向上を図るとともに，認知症介護の専門職員を養成し，認知症高齢者に対する介護サービスの充実に努めます。

(3) 関係機関の連携体制の確立

保健、医療、福祉の関係機関等の連携をより強化していくため、長寿すこやかセンターを中心に、地域包括支援センターや医療機関との連携を図ります。

また、地域包括支援センター等を核とした地域ケア会議（詳細は重点課題4「地域における総合的・継続的な支援体制の整備」参照）で、地域の認知症高齢者への対応についても協議します。

〔施策・事業〕

124 関係機関等の連携体制の充実

認知症高齢者への対応については、早期発見、早期治療から介護サービス等の生活支援まで、連続性のある体制が必要であり、長寿すこやかセンター、こころの健康増進センター、区役所・支所、地域包括支援センター等の相談機関、かかりつけ医等の医療機関、生活支援を行う介護サービス事業者が相互に連携する体制の充実を図ります。

また、医療の中核的役割を担う認知症疾患医療センターの設置、地域での認知症ケアと医療の連携を図る認知症連携担当者の地域包括支援センターへの配置、障害保健福祉施策と連携した若年性認知症者一人ひとりの状態に応じた支援体制の構築について検討します。

125 徘徊のある認知症高齢者を発見・保護する体制づくり

徘徊高齢者あんしんサービス事業の実施とともに、京都府警察本部が実施している徘徊高齢者SOSネットワークに参加・協力し、地域の関係機関と協力して徘徊のある認知症高齢者の早期発見・保護や身元確認が円滑に行える体制づくりに取り組みます。

(4) 権利擁護対策の推進

長寿すこやかセンター、区役所・支所、地域包括支援センターの連携体制を強化するとともに、権利擁護のための事業等の充実を図ります。

また、区役所・支所、地域包括支援センター、地域の関係者や介護サービス事業者等が一体となって高齢者への権利侵害事例を、早期発見、早期対応する取組を進めます。

〔施策・事業〕

126 権利擁護に関する制度の周知・広報

高齢者の権利擁護に関する様々な制度が広く市民に理解され、その利用が促進されるよう、パンフレットやリーフレットを作成し、配布するなど、周知に努めます。

127 権利擁護相談事業の充実

権利擁護に関わる関係行政機関及び民間団体等で構成する京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議を運営します。また、長寿すこやかセンターの権利擁護相談員及び弁護士等による相談体制を充実し、権利侵害について関係機関と連携を図りながら解決に努めます。

128 地域福祉権利擁護事業の推進や成年後見制度の利用支援

認知症高齢者、知的障害のある方、精神障害のある方等が地域で生活するうえで、必要な福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業について、事業を実施する京都市社会福祉協議会に支援を行い、同事業を推進します。

また、成年後見制度について普及・啓発に努めるとともに、長寿すこやかセンターで成年後見等を行う家族等への研修を実施します。

身寄りのない重度の認知症高齢者等に成年後見制度の利用が必要な場合には、市長による後見開始の申立てを行い、利用を促進するとともに、申立て費用、後見人報酬の負担が困難な方に対して費用の全額又は一部を助成します。

4 高齢者虐待防止事業の推進

高齢者虐待に的確に対応できる体制の充実に取り組み、虐待のない誰もが安心して住み続けられる「安心モデル都市」の実現に努めます。

〔施策・事業〕

129 虐待の早期発見・早期対応

虐待の早期発見と早期対応を目的として、地域の見守りや関係者の連携支援体制の強化のため、地域の関係者や介護サービス事業者等を中心とした「早期発見・見守りネットワーク」、福祉事務所や地域包括支援センター、医療機関や介護サービス事業者等を中心とした「保健医療福祉等介入ネットワーク」、長寿すこやかセンターを中心とした「専門機関ネットワーク」を運営します。

130 関係機関の連携・協力によるチーム対応

養護者・家族との人間関係や介護負担，経済状況等の高齢者虐待の様々な要因に対応するため，地域包括支援センターと区役所・支所が中心となって，医療機関，警察等の多方面の関係機関が連携・協力しながら高齢者や養護者・家族の生活を支援します。

131 緊急避難の場所の確保

虐待を受けている高齢者を保護する必要がある場合は，老人福祉法におけるやむを得ない事由による措置を活用した緊急一時保護する体制である緊急入所システムや短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ），高齢者虐待シェルター確保事業等により，高齢者の安全を確保します。

132 養護者・家族への支援

虐待をしている養護者・家族を単に加害者として捉えるのではなく，養護者・家族が抱える介護負担や経済状況，医療的課題等の様々な課題を理解し，高齢者だけでなく，養護者・家族が抱えるこれらの課題の解決に向けて支援します。

133 施設・事業所における虐待の防止

施設・事業所職員に対するケアの技術向上や虐待に関する研修を実施し，施設・事業所内での虐待の防止に向けた職員の資質向上に取り組みます。

また，施設・事業所内での身体拘束ゼロへの取組を進めます。

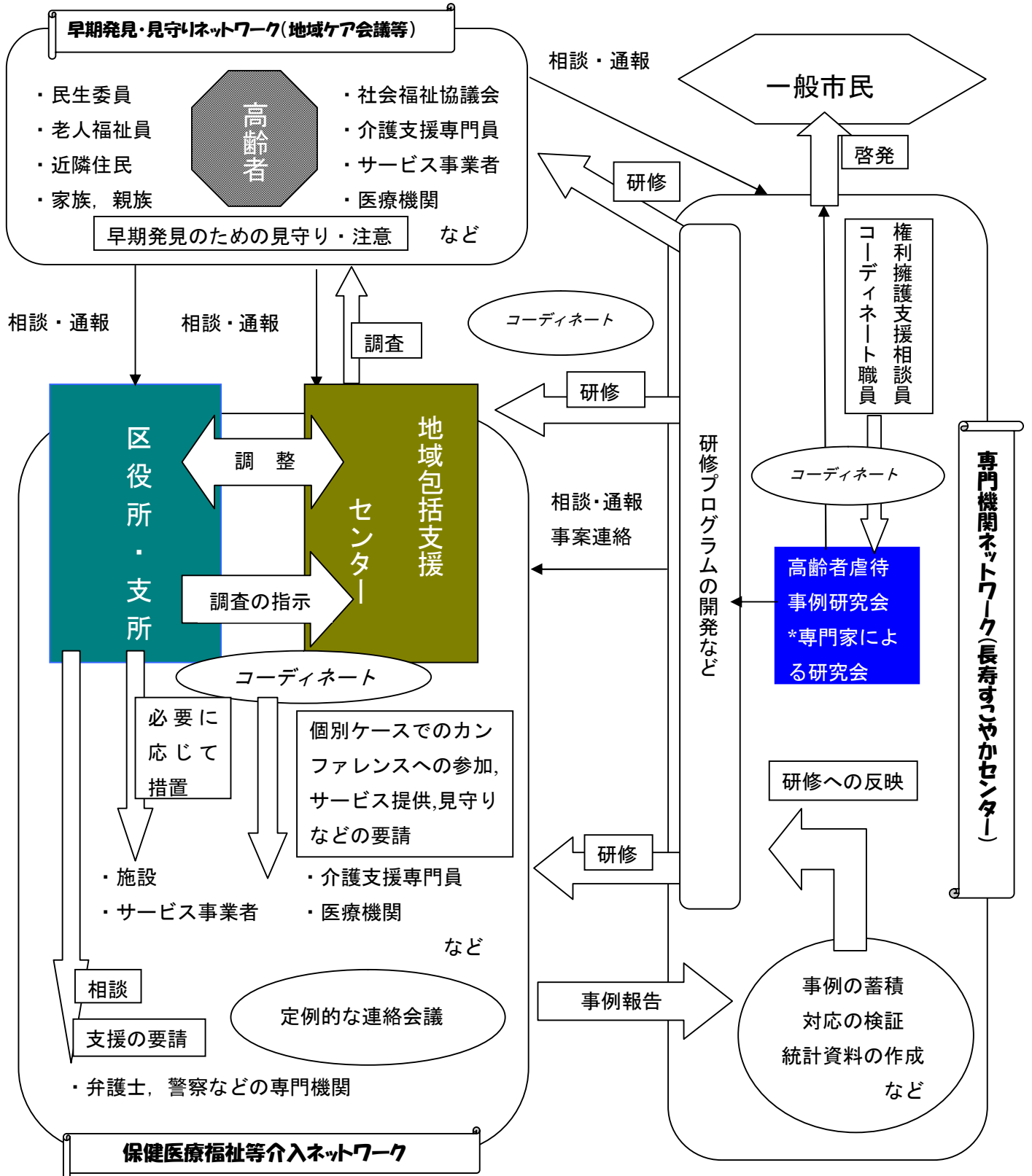
134 権利擁護対策の推進

権利擁護相談事業や地域福祉権利擁護事業，成年後見制度等の活用により，高齢者の権利擁護に努めます。

135 虐待に関する周知・啓発，研修会等の実施

一般市民に対する広報・啓発としてのリーフレット作成や，講演会を開催するとともに，養護者や高齢者福祉に携わる関係者等に対する研修会や学識経験者等で構成する高齢者虐待事例研究会を実施します。

【高齢者虐待防止に係る体制】



5 療養病床の再編成と円滑な転換に向けた支援

(1) 療養病床の再編成に伴う受け皿の確保

国の医療制度改革に伴い、平成24年3月末に介護療養病床が廃止され、療養病床が再編成されることになりました。医療の必要性の高い患者については医療保険で対応し、医療の必要性の低い患者については、病院ではなく、介護老人保健施設や居住系サービス等を利用することとされました。そのため、第4期計画期間中に、療養病床から介護老人保健施設等への転換が本格化することになります。

本市においては、廃止される介護療養病床や、転換意向を未定としている医療機関が多く、今後の動向を注視する必要があります。

京都府地域ケア確保推進指針を踏まえ、現に入院されている患者の方が必要な医療・介護サービスを継続して受けていただくとともに、今後も医療的ケアが必要な方や重度の要介護認定者が適切な医療・介護サービスを受けられるよう、本市としても、病院の許可権限等を有する京都府とも連携し、介護療養病床の円滑な移行を支援し、受け皿の確保に努めます。

〔施策・事業〕

136 受け皿となる施設等サービス提供基盤の充実や在宅医療の充実〔新規〕

療養病床から介護老人保健施設等へ転換する意向のある医療機関からの相談にきめ細やかに対応し、その転換が円滑に進められるよう、施設・居住系サービスの整備等目標数を弾力的に運用するとともに、本市の交付金制度も活用して必要な支援を行います。

また、在宅での生活を支えるサービス基盤として、居宅サービスや地域密着型サービスの充実を図ります。

在宅医療が必要な方については、医療機関等と連携し、訪問看護等医療に関係したサービスの充実に努め、適切な医療が提供できるよう取り組みます。

(2) 在宅ケア体制の充実

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉に関する様々な支援を行っていますが、医療制度改革に伴う療養病床の再編成後も、必要な医療・介護サービスが利用できるよう、在宅ケア体制の充実を図る必要があります。

介護老人保健施設等の体制の整備を図るだけでなく、地域包括支援センターを核とした地域における総合相談・支援窓口の充実、更には医療機関・介護支援専門員等と連携を図ることで、より一層の在宅ケア体制の充実を図ります。

〔施策・事業〕

137 保健・医療・福祉の連携体制の整備〔新規〕

地域包括支援センターにおいては、包括的・継続的ケアマネジメントの強化に向けて、区役所・支所、医療機関と連携し、包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築及び、個々の介護支援専門員に対しては、ケアマネジメント力向上支援の取組を行います。

138 かかりつけ医等の確保〔新規〕

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、在宅での主治医を求める患者に対して、地域におけるかかりつけ医等の医療機関の情報提供に努めます。

139 診療所の在宅支援機能の強化〔新規〕

24時間往診及び訪問看護等を提供できる在宅療養支援診療所等、在宅医療を実施している医療機関の情報提供に努めます。

【重点課題2】総合的な介護予防の推進

取組方針

高齢者が要介護状態になることを可能な限り予防するとともに、要介護状態になっても状態が悪化しないよう維持・改善を図るため、より一層の介護予防に関する知識・情報の普及と啓発に努めます。

また、地域包括支援センターを中心とした介護予防ケアマネジメントの体制を充実するとともに、介護予防事業対象者の把握や、対象者が個々の状況に応じて日常生活の中で自ら取り組めるようなサービス提供を行うなど、介護予防を総合的に推進します。

【施策の体系】

施策・事業数 **31**(うち、新規**3**)

1 地域包括支援センターを軸とした介護予防ケアマネジメント体制の充実

(1) 地域包括支援センターの適正かつ円滑な運営

- 201 地域包括支援センターの適切な運営と関係機関との連携
- 202 地域包括支援センター運営協議会による適正で公正中立な運営のためのルールづくり
- 203 地域包括支援センターの質の確保・向上のための取組
- 204 地域包括支援センターへの支援

(2) 自立支援のための介護予防ケアマネジメント

- 205 地域包括支援センターにおける自立支援のための介護予防ケアマネジメント
- 206 介護予防サービス事業者における自立支援のための取組

2 地域支援事業による介護予防サービスの提供

(1) 介護予防特定高齢者施策の対象者の把握

- 207 多様な経路からの対象者の早期発見
- 208 地域包括支援センターでの特定高齢者の決定

(2) 介護予防特定高齢者に対する介護予防サービス（ハイリスクアプローチ）の提供

- 209 地域介護予防推進事業における特定高齢者向け介護予防サービスの提供
- 210 いきいき筋力トレーニング教室の実施
- 211 高齢者低栄養相談の実施
- 212 口腔機能向上教室の実施
- 213 訪問型介護予防事業の実施

(3) 介護予防一般高齢者に対する介護予防サービス（ポピュレーションアプローチ）の提供

- 214 介護予防の普及・啓発〔新規〕
- 215 地域介護予防推進事業における一般高齢者向け介護予防サービスの提供
- 216 地域介護予防推進センター事業の充実〔新規〕
- 217 介護予防ファイルの交付
- 218 すこやか生活支援介護予防事業の実施
- 219 すこやか講座の実施
- 220 高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア養成講座の充実
- 221 すこやか栄養教室の実施
- 222 栄養と運動の教室の実施〔新規〕
- 223 健康すこやか学級の充実
- 224 骨粗しょう症予防健康診査の実施
- 225 老人福祉センターにおける介護予防の取組
- 226 地域における自主的な取組への支援

(4) 介護予防の評価

- 227 介護予防事業の効果的な評価手法の構築
- 228 有効な介護予防サービスの調査・研究

3 予防給付による介護予防サービスの提供

- 229 予防給付の利用者等への周知
- 230 予防給付の提供
- 231 予防給付の評価

1 地域包括支援センターを軸とした介護予防ケアマネジメント体制の充実

(1) 地域包括支援センターの適正かつ円滑な運営

介護予防サービスが必要な方に、その人に合った効果的なサービスが利用できるよう、地域包括支援センターを軸とした介護予防ケアマネジメント体制を構築していきます。

〔施策・事業〕

201 地域包括支援センターの適切な運営と関係機関との連携

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるよう、市内に61箇所の地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターでは、担当する区域において、次の4つの事業を一体的に実施するとともに、地域を支える中核機関として地域住民のニーズに適切に対応します。また、事業の実施に当たっては、各職員が専門性を生かすとともに、チームアプローチによる高齢者への包括的な支援に取り組みます。

① 介護予防ケアマネジメント（保健師等を中心に対応）

予防給付と介護予防事業（地域支援事業）のケアマネジメントを一体的に実施し、要支援状態の悪化防止と要介護状態にならないための予防を図ります。

② 総合相談・支援（社会福祉士を中心に対応）

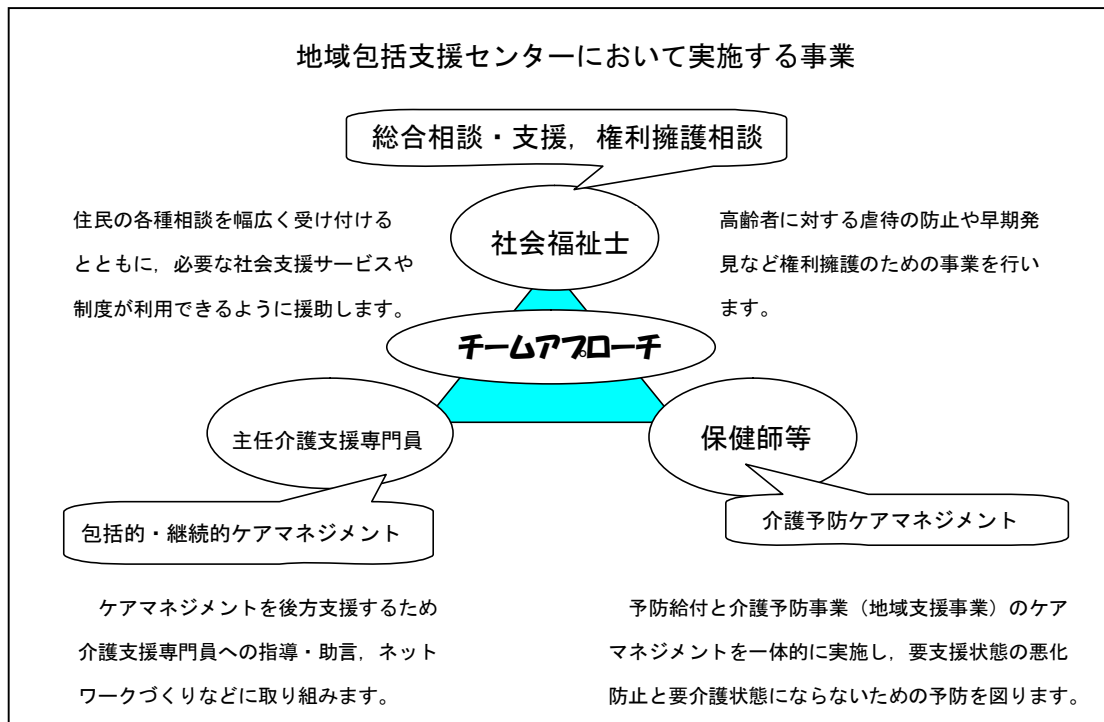
地域住民の各種相談を幅広く受け付け、制度の垣根に捉われない横断的・多面的な支援を行います。相談内容に応じて、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスが利用できるよう援助します。

③ 権利擁護相談（社会福祉士を中心に対応）

高齢者に対する虐待の防止や早期発見のための事業、その他の権利擁護のための事業を行います。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント（主任介護支援専門員を中心に対応）

高齢者一人ひとりの状態の変化に対応した包括的・継続的なケアマネジメントを後方支援するため、介護支援専門員の日常的個別指導、支援困難事例等への指導・助言、地域の介護支援専門員のネットワークづくり等を行います。



地域包括支援センターの設置箇所数については、高齢者人口3～6千人に1箇所を標準とする国の指標に基づき、市内に61箇所としています。

日常生活圏域ごとに地域包括支援センターの担当を決め、地域ケア会議を開催するなど、地域の関係機関や社会資本等と連携した各事業を推進します。

202 地域包括支援センター運営協議会による適正で公正中立な運営のためのルールづくり

地域包括支援センターの適正な運営、公正・中立性の確保を図るためのルールづくりや、センターが地域の中で円滑にその役割を果たしていけるよう、全市単位の協議の場として「京都市地域包括支援センター運営協議会」を設置しており、本市では、「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」を運営協議会として引き続き位置付けています。

また、地域の固有の課題等について議論するため、区役所・支所単位の協議の場として、「区・支所地域包括支援センター運営協議会」を運営します。

203 地域包括支援センターの質の確保・向上のための取組

地域包括支援センターの職員を対象とした研修や、区役所・支所単位で職種ごとに専門職員会議を開催し、質の確保・向上に努めます。

また、介護予防ケアマネジメントが適切に実施できるよう運営指導を行います。

204 地域包括支援センターへの支援

地域包括支援センターが自立支援に向けた適切な介護予防ケアマネジメントにより介護予防サービスを提供できるよう、助言・指導を行います。

また、地域包括支援センターに対しては、定期的に予防給付のケアマネジメントの実施状況について報告を求めるとともに実地調査を行います。

(2) 自立支援のための介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センター等で行う介護予防ケアマネジメントで、事前のアセスメントを通して、対象者の介護予防に関する理解を支援するとともに、その方の生活において、何ができればよいのか、自立支援のための具体的な目標を本人と共有し、意欲の向上を促進します。

〔施策・事業〕

205 地域包括支援センターにおける自立支援のための介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターにおいて介護予防ケアプランを作成する際には、利用者の個々の状態に応じ、自立支援のための具体的な目標を本人の意向を踏まえて設定し、適切なサービス利用に向けた介護予防ケアプランとなるよう支援を行います。

206 介護予防サービス事業者における自立支援のための取組

介護予防サービス事業者は、事前のアセスメントを通じて、利用者の介護予防に対する理解を支援し、本人の自立支援のため、意欲の向上を促進します。

また、介護予防サービスの提供とその後のアセスメントを通じて、事業の実施効果（目標の達成度、本人の満足度等）の評価を行い、利用者とは共有します。一定期間のプログラム終了後も、本人が日常生活において介護予防の取組を継続し、取組が定着するよう支援します。

2 地域支援事業による介護予防サービスの提供

(1) 介護予防特定高齢者施策の対象者の把握

保健、医療、福祉及びその他の関係機関が連携し、要支援・要介護状態になるおそれがある高齢者（特定高齢者）の実態を把握します。

また、各種事業の中で対象者を把握する仕組みや地域包括支援センターへの連絡体制を整備し、特定高齢者の早期発見を図ります。

〔施策・事業〕

207 多様な経路からの対象者の早期発見

次の機会や連絡体制等を整備し、対象者（特定高齢者）を早期に発見します。

① 生活機能評価における把握

生活機能の低下の有無及び介護予防事業への参加の適否を判断する生活機能評価の中で対象者を把握します。

② 福祉サービスにおける把握

高齢者福祉に関する相談をはじめ、各種福祉サービスの提供の中で対象者を把握します。

③ 関係機関からの情報による把握

地域で活動している民生委員・児童委員や老人福祉員、学区社会福祉協議会等の関係機関や医療機関等からの情報により対象者を把握します。

④ 介護予防に関する普及・啓発を行う場での把握

介護予防に関する普及・啓発を行う様々な場で対象者を把握します。

⑤ 本人、家族、地域住民等からの情報による把握

本人や家族、地域住民等からの情報により対象者を把握します。

⑥ 要支援・要介護認定による把握

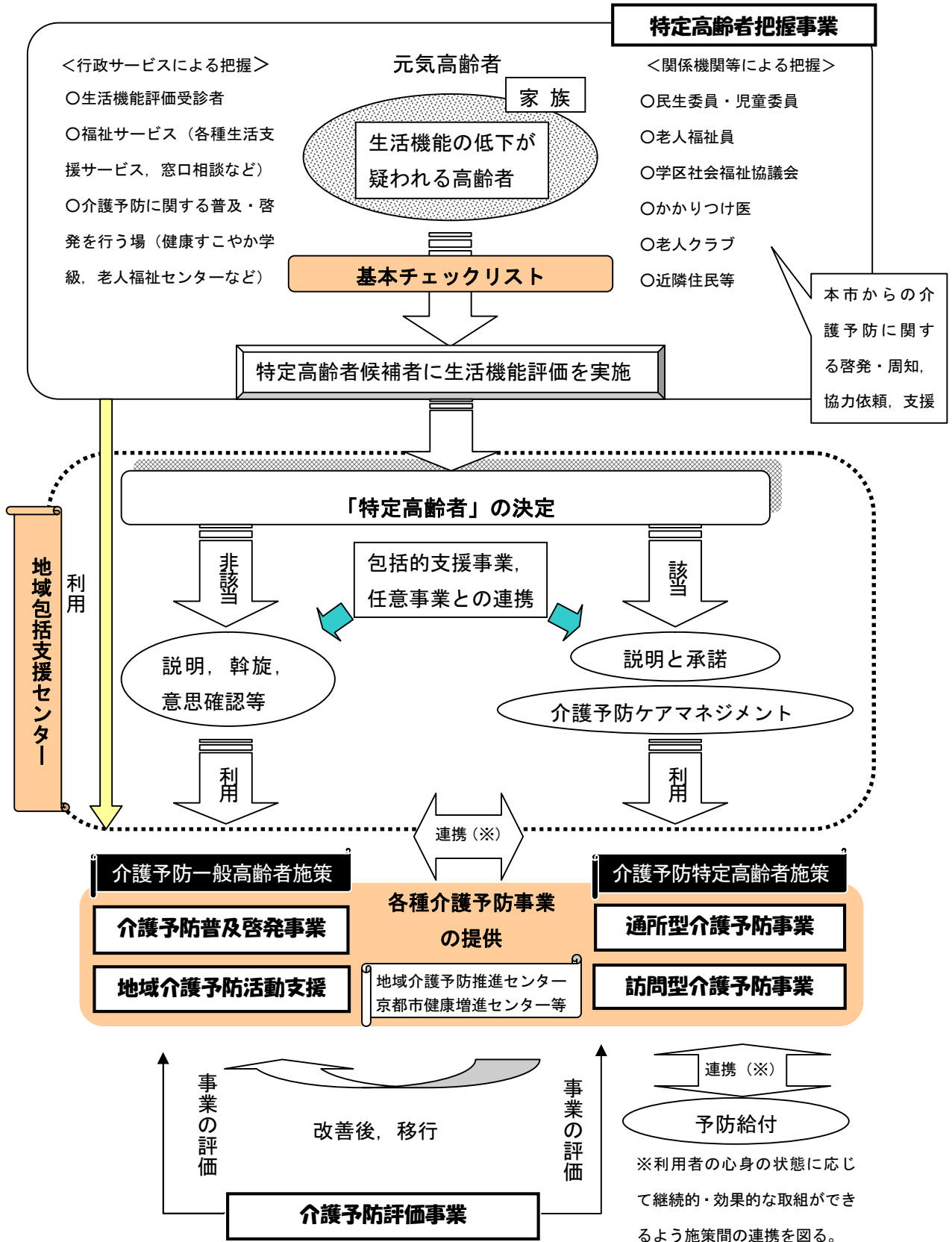
要支援・要介護認定により非該当（自立）と判定された方の中から対象者を把握します。

なお、対象者の把握に当たっては、誰でも簡単にチェックできるよう基本チェックリストを作成し、市民や関係者に配布します。

208 地域包括支援センターでの特定高齢者の決定

対象者の把握後、その情報は地域包括支援センターに集約され、生活機能評価及びセンターによる相談対応等を通じて、介護予防特定高齢者施策の対象者である特定高齢者の決定を行います。

【介護予防事業（地域支援事業）の流れ】



(2) 介護予防特定高齢者に対する介護予防サービス（ハイリスクアプローチ）の提供

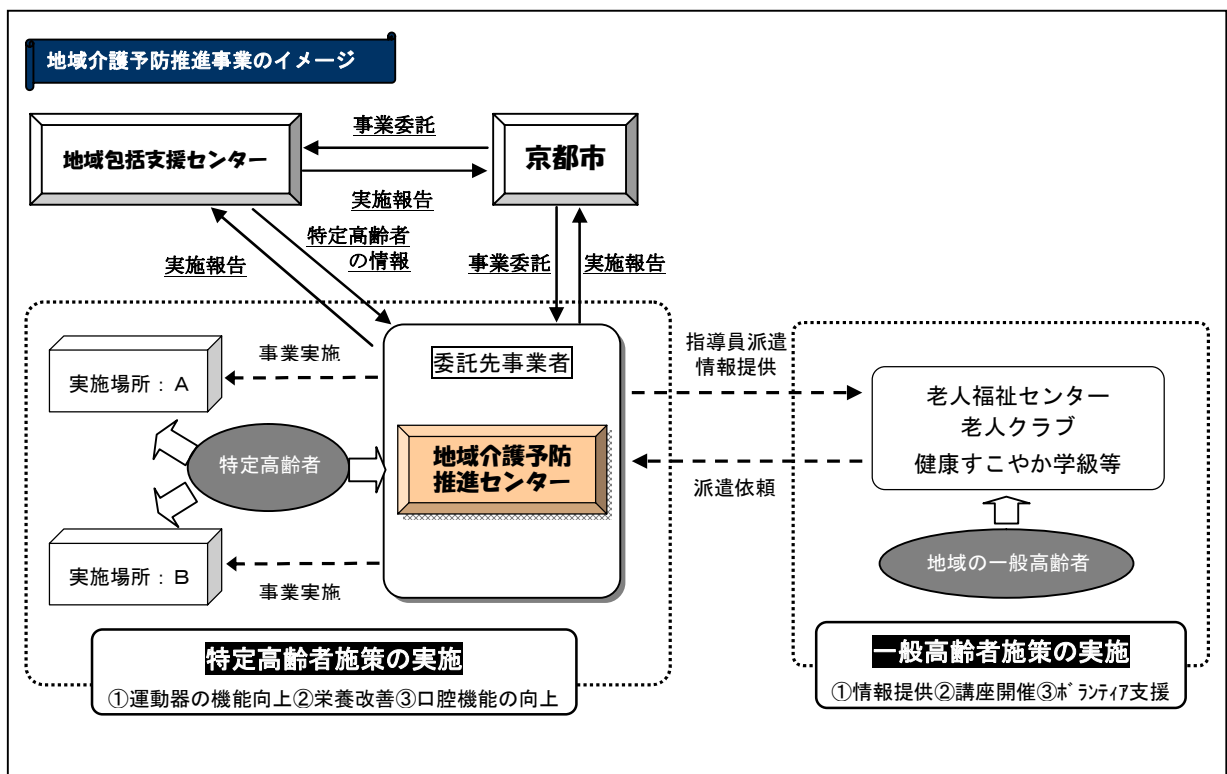
介護予防の普及・啓発と一体的に事業を実施することで、必要な方をサービスにつなげるとともに、一人ひとりに合った効果的で質の高いサービスを提供します。

また、サービスを受けられた方が、サービス終了後も引き続き介護予防に取り組めるよう支援します。

〔施策・事業〕

209 地域介護予防推進事業における特定高齢者向け介護予防サービスの提供

介護予防事業の中心となる各区地域介護予防推進センターが高齢者に身近な地域の会場（老人福祉センター、学校の余裕教室等）において、特定高齢者向けの介護予防サービスを提供します。



210 いきいき筋力トレーニング教室の実施

運動器の機能を向上するための教室（筋力トレーニング等）を健康増進センターにおいて行います。

211 高齢者低栄養相談の実施

低栄養状態を改善するための個別的な相談や集団的な保健指導を行います。

2 1 2 口腔機能向上教室の実施

「京都市口腔保健推進行動指針『歯ッピー・スマイル京都』」に基づき、80歳になっても自分の歯を20本以上持つ8020運動を達成することにより、生涯を通じて健やかで笑顔の絶えない生活を送ることを目指します。

特に指針の基本目標の一つとしている正常な歯と口の働きを維持し向上する（口腔機能の維持・向上）ため、保健指導や摂食・嚥下機能に関する訓練指導等を行います。

2 1 3 訪問型介護予防事業の実施

閉じこもり、認知症、うつ等の状態やそのおそれがあり、通所型の介護予防事業の利用が困難な高齢者を対象として、保健師等がその方の自宅等を訪問し、生活機能に合わせた必要な相談・指導を行います。

(3) 介護予防一般高齢者に対する介護予防サービス（ポピュレーションアプローチ）の提供

地域全体で介護予防に関する知識とその重要性についての認識を共有し、高齢者の自主的な介護予防への取組を支援する環境づくりを行います。

※地域支援事業として実施しない施策・事業も一部含んでいます。

〔施策・事業〕

2 1 4 介護予防の普及・啓発〔新規〕

介護予防に関して地域全体が関心を持ち合えるようなコミュニティを形成していくために、様々な機会を捉えて情報発信します。

2 1 5 地域介護予防推進事業における一般高齢者向け介護予防サービスの提供

各区地域介護予防推進センターが、高齢者に身近な地域の会場（老人福祉センター、学校の余裕教室等）に出向き、介護予防に関する知識や家庭でも簡易にできる介護予防の取組等の普及・啓発を目的として、一般高齢者向けの介護予防サービスを提供します。また、介護予防の自主的な取組が地域において活発に行われるよう、センター職員が健康すこやか学級、老人福祉センター、老人クラブ等地域活動の場に出張して介護予防活動を支援します。

216 地域介護予防推進センター事業の充実〔新規〕

特定高齢者や一般高齢者を対象として、介護予防プログラム提供や介護予防に資する基本的な知識を普及・啓発する等の事業を実施している地域介護予防推進センター事業の更なる充実により、特定高齢者等が要介護状態になることを予防することを通じて、高齢者の生きがいや自己実現のための取組を推進します。

217 介護予防ファイルの交付

介護予防サービスの利用者等に対して、介護予防の知識・情報、各利用者の介護予防事業の利用記録等を記載するファイルを交付します。

218 すこやか生活支援介護予防事業の実施

介護保険の対象とならないが、在宅生活を維持するうえで援助が必要な高齢者を対象に、すこやかホームヘルプサービスやすこやかショートステイサービスを実施し、要支援・要介護状態への進行を予防するとともに、住み慣れた地域で生活できるよう支援します。

219 すこやか講座の実施

長寿すこやかセンターで、高齢者の介護予防や健康づくりを進めるすこやか講座（介護予防のための体操教室等）を実施します。

220 高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア養成講座の充実

健康増進センターにおいて、高齢者が転倒による骨折等で要介護状態になることを予防するなど健康増進の運動プログラム「京（きょう）から始めるいきいき筋力トレーニング」と介護予防知識の普及推進を地域において実践するボランティアを養成するとともに、ボランティアの資質向上を図り、円滑に活動できるよう支援します。

221 すこやか栄養教室の実施

健康増進センターにおいて、食生活習慣の見直し改善と口腔機能維持向上を合わせて学ぶことにより、低栄養状態を予防し、生活機能の維持を図ります。

222 栄養と運動の教室の実施〔新規〕

健康増進センターにおいて、要介護状態になることを予防するための教室として、食事記録の個別チェックや調理実習と運動実技等の体験型教室を実施します。

2 2 3 健康すこやか学級の実施

要介護状態への進行の予防及び社会参加の促進や閉じこもりの防止を目的に、学校の余裕教室等を活用して、健康状態の確認やレクリエーション等のサービスを提供する健康すこやか学級を実施します。

2 2 4 骨粗しょう症予防健康診査の実施

骨粗しょう症は、要介護状態となる原因の一つである骨折の基礎疾患であるとともに、腰痛や脊椎変形の原因にもなることから、高齢者の自立した生活を維持できるよう保健所・支所や健康増進センターにおいて、骨粗しょう症予防健康診査を実施します。

2 2 5 老人福祉センターにおける介護予防の取組

老人福祉センターでは、地域の関係機関と連携しながら、高齢者向けの生活健康講座や相談、体操・筋力トレーニング等の実践に取り組んでおり、引き続き、介護予防につながる内容を重視した取組を進めます。

2 2 6 地域における自主的な取組への支援

地域住民、関係機関等が介護予防の効果や重要性を認識し虚弱高齢者の把握や介護予防プログラムへの積極的な参加を促進するとともに、地域ぐるみで主体的に介護予防活動に取り組めるよう支援を進めます。

(4) 介護予防の評価

介護予防事業を適切かつ効果的に実施するためには、介護予防サービスの利用効果の検証は必須であり、介護予防サービス事業を対象とした評価事業を実施します。また、より効果的なサービス内容となるよう不断の見直しも行っていきます。

〔施策・事業〕

2 2 7 介護予防事業の効果的な評価手法の構築

介護予防評価事業を実施し、介護予防サービス事業全体として効果的な内容であるかなどの検証を行います。

2 2 8 有効な介護予防サービスの調査・研究

介護予防評価事業の実施や他の市町村で実施している介護予防サービスの調査を通じて、有効な介護予防サービスについて研究し、積極的に取り入れます。

3 予防給付による介護予防サービスの提供

予防給付の実施に当たっては、利用者の目標を明確にしたうえで、目標達成のために適切なサービスを提供し、その効果を評価することが重要です。

本市では、利用者に対し、予防の取組の周知に努めるほか、予防給付のケアマネジメントを行う地域包括支援センターに対し、指導・助言を行うとともに、予防効果に係る調査・評価を行っていきます。

〔施策・事業〕

229 予防給付の利用者等への周知

介護保険制度の基本理念である自立支援という観点から、介護予防サービスの意義や必要性等について、周知に努めます。

また、要支援と認定された場合の予防給付のサービス利用について、利用者が適切に、必要なサービスを利用できるよう、各種広報媒体により周知を行い、地域包括支援センターを通じて、介護予防サービスのきめ細かな提供に努めます。

230 予防給付の提供

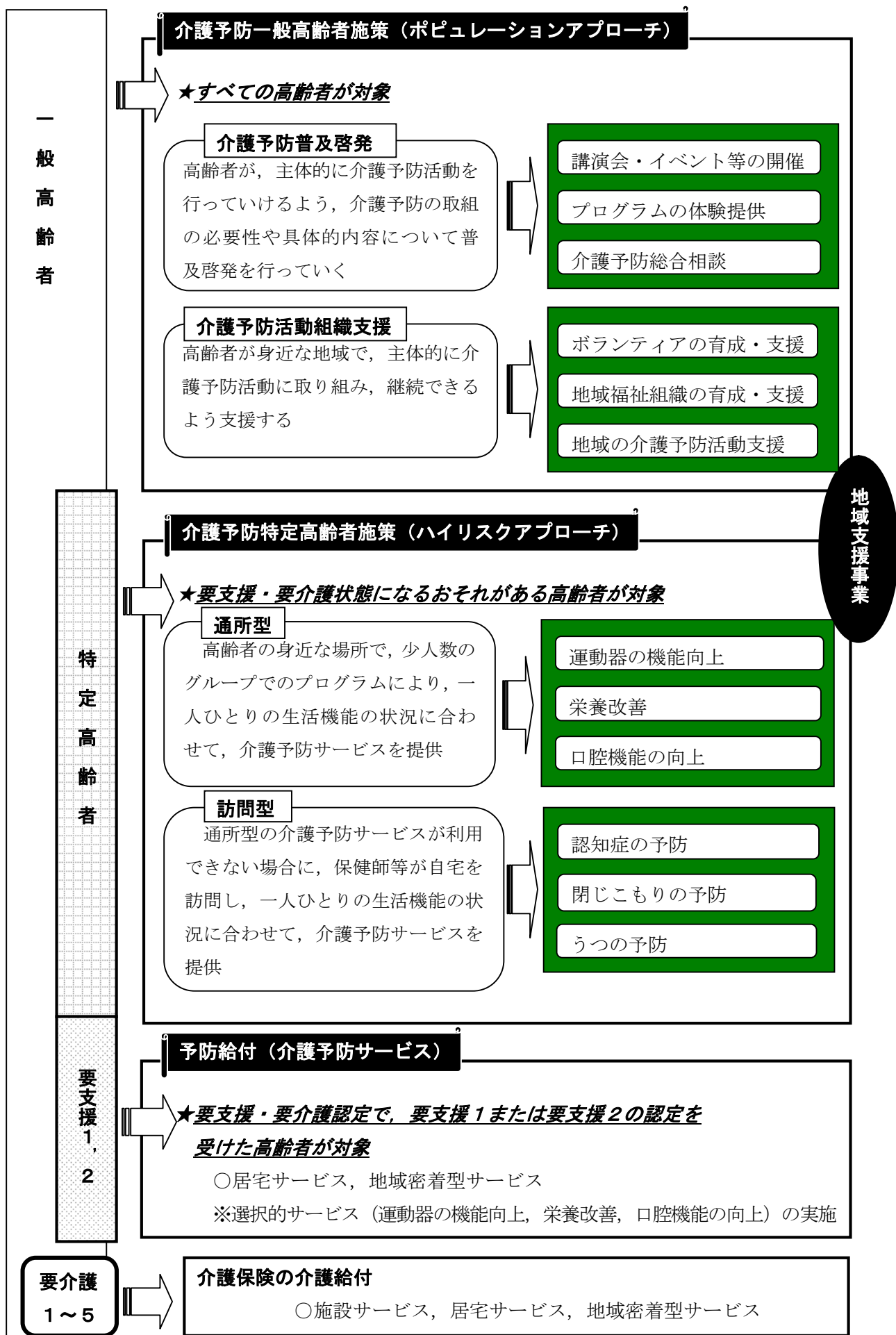
介護予防サービス事業者の指定は都道府県により行われますが、本市においては、適切な介護予防サービスが提供できるよう介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービスについての助言・指導を行います。また、利用者が自分に合った介護予防サービスを選択できるよう、介護予防サービス事業者の指定状況や運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等のサービス内容について、情報提供等の支援を行います。

231 予防給付の評価

平成18年4月から実施している予防給付については、介護予防サービス利用者で状態が悪化した方の人数が、利用しなかった場合に比べて減少するなどの効果があるとの結果が出ています。今後も、引き続き、利用者の状態を把握するなど、中・長期的な視点から、導入効果の評価を行うことが重要です。

本市では、引き続き、地域包括支援センターからの報告等により、予防給付の効果の検証を行います。

【総合的な介護予防サービスの提供】



【重点課題3】健康増進・生きがいづくりの推進

取組方針

市民が、家庭や地域において、心身ともに健やかに高齢期を過ごせるよう、生涯を通じた健康づくりの支援や情報発信を進めます。

また、高齢者が知識や経験、特技等を生かしながら、意欲や関心をもって社会活動に参加し、生きがいを感じることができるよう、地域の資源を活用した多様な活動の場づくりや環境整備、情報提供等を充実していきます。

【施策の体系】

施策・事業数 25(うち、新規3)

1 主体的な健康づくりの推進

(1) 疾病の予防と健康づくり対策

- 301 保健所・支所及び健康増進センターでの生活習慣病等を予防する施策の充実
- 302 栄養改善施策の実施
- 303 歯の健康づくり施策の実施
- 304 こころの健康づくり施策の実施

(2) 健康づくりを支援する環境づくり

- 305 「京都市民健康づくりプラン」の推進
- 306 地域保健の推進
- 307 健康増進センターにおける事業の展開
- 308 保健・医療分野における人材の資質向上と育成
- 309 地域での自主的活動の支援
- 310 健康づくりに関する情報を市民に総合的に発信する手法の検討〔新規〕
- 311 市民参加型ないし市民主体の健康づくり支援活動を活性化するための環境整備〔新規〕

2 多様な生きがいの推進

(1) 高齢者の活動の場と情報提供の充実

- 3 1 2 「京都市市民参加推進計画」に基づく取組の推進
- 3 1 3 社会参加促進に向けた啓発・支援
- 3 1 4 老人クラブ活動の活性化
- 3 1 5 身近な地域での活動の場の提供
- 3 1 6 保養の場等の提供
- 3 1 7 多様な趣味・生涯学習の参加機会の確保・拡充
- 3 1 8 生涯学習コーディネーター事業の推進
- 3 1 9 シルバー人材センター事業の充実
- 3 2 0 自主的グループの活動支援と情報提供
- 3 2 1 新しい生きがいづくり支援策の展開
- 3 2 2 高齢者の多様な能力を生かす「知恵シルバーセンター（仮称）」の整備
〔新規〕

(2) 生涯現役で社会貢献できる環境づくり

- 3 2 3 老人クラブによる友愛訪問への支援
- 3 2 4 高齢者のボランティア活動の推進
- 3 2 5 企業退職者等を活用した産業支援人材事業の充実

1 主体的な健康づくりの推進

(1) 疾病の予防と健康づくり対策

「京都市民健康づくりプラン」に基づき、生活習慣病につながる危険性の高いメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）該当者及び予備群を減少させるため、健康づくりの拠点である保健所・支所や健康増進センター（ヘルスピア 21）が中心となり、健康づくりに向けた正しい知識の普及と、市民一人ひとりが気軽に、主体的に取り組める健康づくり活動を展開していきます。

また、疾病の早期発見のために、各種検診を受診することの重要性を一層普及していきます。

〔施策・事業〕

301 保健所・支所及び健康増進センターでの生活習慣病等を予防する施策の充実

すべての市民が心身ともに健やかに暮らせるまち京都をめざした「京都市民健康づくりプラン」（平成14年3月策定、平成20年3月中間評価及び見直し）に基づき、生活習慣の見直しと改善のため、保健所・支所で生活習慣病等を予防する施策の充実に努めます。

① 健康づくりファイルの交付

健康診査や治療等の記録、生活習慣病等の予防に関する事項を記入するファイルを交付し、健康に関する自己管理を促進します。

② 健康相談の実施

家庭における健康管理に役立てるため、医師等が健康に関する個別の相談に応じて必要な指導・助言を行います。

③ 健康診査の実施

生活習慣の危険因子を把握するとともに疾病を早期に把握し、健康管理に役立てるため健康診査や各種がん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん）を実施します。

※ 子宮がん検診は、個別医療機関で実施

※ 京都がん協会において、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん検診を1日で受診できる「がんセット検診」を実施

④ 健康教育の実施

疾病の予防や健康に関する正しい知識を普及し、健康づくりへの意識を高めるために、集団的な健康教育に加えて、喫煙者に対して個人の状態に応じた個別健康教育を実施します。また、「健康で笑顔の市民づくり」「歩いて楽しいまち」の実現を図るため、ウォーキングを取り入れた教室を実施します。

⑤ 訪問指導の実施

保健師が各家庭を訪問して、健康づくりに必要な保健指導を実施します。

302 栄養改善施策の実施

生涯を通じた健康づくりや生活習慣病予防を目的に、栄養・食生活に関して相談指導を実施するほか、健康教育での講話・調理実習等や食育セミナーを通じて、正しい知識の普及・啓発を行います。

303 歯の健康づくり施策の実施

市民一人ひとりが歯と口の健康の維持と向上に取り組むことを基本とし、関係機関・団体、行政等社会全体が支え、80歳になっても自分の歯を20本以上持つ8020運動を達成することにより、生涯を通じて健やかで笑顔の絶えない生活を送ることを目指す「京都市口腔保健推進行動指針『歯ッピー・スマイル京都』」に基づいた取組を進めます。

特に、成人・妊婦歯科相談や歯周疾患予防健診、健康教育等を通じて、正しい歯周病予防や、定期的な健診の重要性について普及・啓発を行います。

304 こころの健康づくり施策の実施

心身の疲労、悩み等からくるストレスを軽減し、うつ病等のこころの病気を予防していきいきとした生活が送れるよう、保健所・支所やこころの健康増進センターにおいて、精神保健福祉相談で個別の相談に応じるとともに、こころの健康づくりについて正しい知識の普及・啓発に努めます。

(2) 健康づくりを支援する環境づくり

市民一人ひとりが健康づくりへの意欲を高め、主体的な健康づくりが進められるよう、行政、地域、企業、医療保険者、保健医療機関等が連携を図ります。

また、効果的な保健サービスを提供できるよう、健康づくりの拠点である保健所・支所及び健康増進センターにおいて事業を展開します。

〔施策・事業〕

305 「京都市民健康づくりプラン」の推進

行政、地域、保育教育機関、企業、医療保険者、保健医療機関、マスメディア等市民の健康づくりを支援する関係者、関係機関・団体から構成される「京都市民健康づくり推進会議」を運営し、「京都市民健康づくりプラン」の推進方策を具体的に検討するとともに進ちょく状況の把握や評価を行い、市民健康づくり運動を展開します。

また、健康づくり情報誌「ヘルスガイドポスト」を定期的に発行するなど健康に関する正しい情報提供に努めます。

306 地域保健の推進

各区に設置している保健所・支所は、公衆衛生の専門的な知識、技術を提供する拠点であるとともに健康相談、健康診査、健康教育等保健サービスの実施機関です。また、市民の安心安全を守るために感染症対策をはじめとした健康危機管理の機能も併せ持ちます。

地域の健康課題に応じた保健施策の展開を図るための保健、医療等に関する情報の収集、分析、市民への健康情報や保健事業の情報提供、衛生公害研究所、健康増進センター、こころの健康増進センターとの連携により質の高い保健サービスが提供できるように努めます。

307 健康増進センターにおける事業の展開

体力や年齢に関係なく市民の誰もが、安心して安全に健康づくりができるよう、医師・健康運動指導士等の専門家による様々な健康づくり事業を展開します。また、高齢者や低体力の方が利用することに適した「油圧式筋力トレーニングマシン」を活用した、個別の運動プログラムにより効果的な指導を実施します。

308 保健・医療分野における人材の資質向上と育成

保健・医療の専門知識や技術の習得のため、研修会の実施や調査研究への参画により保健サービスを提供する職員の資質向上に努めます。また、保健医療分野における専門職の養成施設からの保健所実習を受け入れ、人材育成に寄与します。

309 地域での自主的活動の支援

各種健康増進事業の参加者等を対象として、地域で自主的に健康づくり活動を進めるグループの育成・支援を行います。またその中から、身近な地域に広めていく中心になっていただける方の育成にも取り組みます。

3 1 0 健康づくりに関する情報を市民に総合的に発信する手法の検討〔新規〕

メタボリックシンドロームやがんをはじめとする生活習慣病予防の重要性を広く市民に普及・啓発し、若いうちから生活習慣の改善に取り組んでいただくために、市民しんぶんの挟み込み記事の発行やホームページの充実等様々な手法を検討し総合的な情報発信に取り組めます。

3 1 1 市民参加型ないし市民主体の健康づくり支援活動を活性化するための環境整備〔新規〕

保健所・支所が実施する健康づくりに関する各種教室や事業を通じて、参加者が互いに支えあって自ら健康づくりに取り組めるよう、自主グループ活動を支援します。この支援を通じて、地域における運動や食育等の健康づくりを実践する市民を育成し、保健事業の普及の推進や自主グループの拡大等を行い、市民が主体となった健康づくりの活性化に取り組めます。

2 多様な生きがいづくりの推進

(1) 高齢者の活動の場と情報提供の充実

高齢者が生きがいを感じる社会参加を促進するため、高齢者の多様性・自主性を尊重し、これまでから実施している事業については、参加者のニーズに応じた内容の見直しや事業の活性化を促進するとともに、自主的グループの活動の立ち上げや活動内容に関する情報提供等の充実を図り、社会参加のきっかけづくりを支援します。

また、高齢者がこれまで培ってきた知恵や経験、技能を社会の様々な分野に生かす取組を進めます。

〔施策・事業〕

3 1 2 「京都市市民参加推進計画」に基づく取組の推進

「京都市市民参加推進計画」に基づき、高齢者をはじめとするあらゆる世代の市民が市政への参加や自主的なまちづくり活動を行うことができる情報提供及び仕組みづくりを進めます。

3 1 3 社会参加促進に向けた啓発・支援

高齢者の社会参加を促進するうえで、高齢者の意識の向上を促したり、参加意欲の高揚につなげていくため、市民すこやかフェアを開催するとともに、全国健康福祉祭（ねんりんピック）へ代表団を派遣します。また、様々な社会活動に参加し、生きがいづくりに役立てていくことを目的として市バス・地下鉄等の敬老乗車証を交付します。

3 1 4 老人クラブ活動の活性化

近年、クラブ数及び加入率が微減傾向にあることから、リーダーの育成や若手会員の加入促進、他世代との交流、ボランティア活動の推進等を通じて活動内容の充実と会員拡大に努められており、こうした老人クラブ活動の活性化に対して一層の支援を行います。

3 1 5 身近な地域での活動の場の提供

高齢者が身近な地域で活動できるよう、老人福祉センター、老人クラブハウス、老人いこいの家等の活動の場を提供します。また、学校ふれあいサロン、学校コミュニティプラザ、学校ふれあいパークにおいても、高齢者の自主的な活動や世代間交流の促進を図ります。

3 1 6 保養の場等の提供

生きがいつくりと健康づくりを支援するために、高齢者の保養や健康増進の場として、老人保養センター、洛西ふれあいの里保養研修センター、久多いきいきセンター等を運営します。

3 1 7 多様な趣味・生涯学習の参加機会の確保・拡充

生涯学習総合センターや生涯学習総合センター山科で教養講座や趣味の講習等、京都市図書館では約170万冊の蔵書やDVD等の視聴覚資料を揃えるとともに、図書館のオンライン化等により、どの図書館からでも全館の資料を検索・予約・貸出・返却できるネットワーク「京（みやこ）ライブラリーネット」によるサービスを実施するなど、生涯学習の場を提供します。

生涯学習に関する情報について、生涯学習情報検索システム「京まなびネット」や生涯学習推進担当ホームページから発信するとともに、「インターネット京（みやこ）塾」で各種講座の動画を提供し、学習機会を確保します。また、生涯学習活動の成果を記録できる「京（みやこ）まなびパスポート」を配布します。

老人福祉センターでは、教室や講習修了者に対し、同好会を設け、引き続き活動の支援を行います。

3 1 8 生涯学習コーディネーター事業の推進

地域に根ざした生涯学習活動を一層充実するため、地域住民の方を多種多様な生涯学習事業の企画や実施の手助けをする生涯学習コーディネーターに委嘱し、高齢者の社会活動への参加や世代間交流の促進を図ります。

3 1 9 シルバー人材センター事業の充実

高齢者が長年にわたり培ってきた知識や経験等を生かしながら、臨時的・短期的な就業機会を提供しているシルバー人材センターの会員数や契約高の更なる増加、多種多様な分野における就業機会の拡大、会員の創意工夫を取り入れた事業の充実に向けた支援を行います。

320 自主的グループの活動支援と情報提供

長寿すこやかセンターで、自主的グループやサークルの設立・運営について助言等を行うとともに、自主的グループ活動に関する情報を収集し、広報誌やインターネットを通じて情報提供することで、高齢者の仲間づくりや社会参加の促進を図ります。

321 新しい生きがいづくり支援策の展開

平成19年度に実施した団塊の世代の高齢期における新しい生きがいづくりの支援策に関する調査・研究の結果や他の市町村で実施している施策の調査を通じて展開していきます。

322 高齢者の多様な能力を生かす「知恵シルバーセンター（仮称）」の整備〔新規〕

これから退職期を迎える団塊の世代を始め、元気な高齢者がこれまで培ってきた知恵や経験、技能を社会の様々な分野に生かす「知恵シルバーセンター（仮称）」を整備し、高齢者がいきいきと活躍する環境づくりを進めます。

（2）生涯現役で社会貢献できる環境づくり

平成26年度には4人に1人が高齢者になる中、世代間の支え合いのほか、生涯現役で社会貢献できる環境づくりを推進していきます。

〔施策・事業〕

323 老人クラブによる友愛訪問への支援

老人クラブが行っている、クラブ会員による安否確認を兼ねた会員訪問や、話し相手となるなどの友愛訪問活動が更に広がっていくよう支援します。

324 高齢者のボランティア活動の推進

ボランティア活動を始めたいと考えている高齢者と、豊富な知識・経験や時間的なゆとりを持つ高齢者の参加を希望するNPOやボランティア団体が結び付くよう、啓発や情報提供等に取り組み、高齢者のボランティア活動を推進します。

325 企業退職者等を活用した産業支援人材事業の充実

高齢者の社会参加との相乗効果を図りベンチャー企業や中小企業の活性化促進のため、シニアベンチャークラブ（※）の拡充等、企業退職者等を活用した支援人材事業を推進します。

※シニアベンチャークラブ：高齢者の人材の有効な活用と高齢者が生きがいをもって社会参加できる社会経済システムの実現を目指して設立され、人的活動支援や自らのベンチャー企業化に向けて取り組んでいます。